

【機密性2】

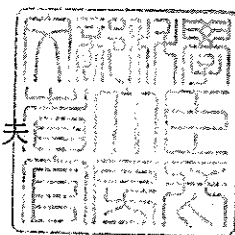
25文科政第32号

平成25年7月12日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各公私立大学長
各公私立高等専門学校長

文部科学省大臣官房長

戸谷 一夫



(印影印刷)

民間企業が提供するグループメールサービスの利用について (注意喚起)

今般、複数の政府機関において、民間企業が提供するグループメールサービス（以下「グループメールサービス」という。）の不適切な利用により、個人情報を含め機密情報が第三者に閲覧できる状態となっていた事案がありました。本事案は、情報セキュリティ関係規則に反して、業務上の機密情報をグループメールサービスにより情報共有した上、当該グループメールサービスを第三者の閲覧が可能な設定のまま利用していたものです。

各機関においては、職員等に対し、情報セキュリティ関係規則に基づく情報の適切な取扱いを徹底するとともに、グループメールサービスにおいて機密情報（外部に公開することを前提としない業務上の情報をいい、個人情報を含む。）を扱う必要がある場合は、グループメールサービスの公開範囲や利用規約を確認する等、適切な対応をお願いします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

【本件担当】

文部科学省大臣官房政策課情報化推進室

情報システム第二係 西城・下地

TEL：03-5253-4111（内線 2248, 3040）

E-mail:seijoho@mext.go.jp